

ぴゅあゼミナール

キャンパスネット
やまなし連携講座 

～憲法と人権の視点で学ぶ～ 現代社会の問題 IV

ちゃんと学ぼう憲法
2月10日スタート【全5回】

身近な新聞記事を題材に憲法と人権の視点から時事問題を捉え、現代社会を取り巻く諸問題について5回シリーズで解りやすく学びます。

①東日本大震災からの復興のための住まいづくり ～被災漁業者の人権と市長の対応～

震災復興のための災害公営住宅をめぐって、被災漁業者が一戸建て住宅型を要望しているのに対し、自治体の市長はマンション住宅型を展開しようとしている。陸前高田市の状況を、映像を使いながら復興における生存権(憲法26条)について考える。

②禁煙したら景気が良くなる！どうして？ ～たばこの規制と自己決定権の関係～

アメリカではたばこが原因で疾病を生じ死亡する人が年間40万人以上にのぼる。これらの人びとの死亡による経済的損失を、医療費等の損失を取り上げて説明しながら、日本の状況を考える。

③男と女の冤罪トラブルを解消する ～広島強制わいせつ男性無罪判決など～

ジェンダーによる歪みがもたらす冤罪について、広島で無罪判決を受けた男性の例を取り上げる。男女共同参画には男性を守る効果があることを学ぶ。また、男性差別の例も取り上げる。

④公務員の政治活動を考える ～大阪市の職員条例を題材にして～

大阪市の職員を対象とした橋下市長命令によるアンケート調査が様々な憲法上の人権侵害を生じさせているという日弁連の会長声明を題材に、公務員が職員として働くことによる制約の範囲を考える。
平成24年7月制定の大阪市「職員の政治的行為の制限に関する条例」も取り上げる。

⑤衆議院の解散は誰のため？ ～2012年11月の出来事を憲法目線で考える～

内閣総理大臣の権能として実行された衆議院の解散について、憲法上の衆議院解散の仕組みとその実行に対する制約を説明し、解散に至る一連の動きの中で内閣が行ってきた「一文の挿入」(例えば、消費税増税法案における付則や原子力基本法改正における「安全保障に資する」)を取り上げる。

●開催日時：2013年

2/10(日) 2/17(日) 3/2(土)
3/9(土) 3/16(土) 全5回
午後1時半～3時(受付1時)

●開催場所：ぴゅあ総合・会議室

●対象：興味のある方ならどなたでも参加できます。

●お申込方法：電話、FAX、e-MAILで申込み

●申込み先・お問合わせ

〒400-0862甲府市朝気1-2-2

山梨県立男女共同参画センター

TEL 055-235-4171 FAX: 055-235-1077

danjo-c@yamanashi-bunka.or.jp

■主催：山梨県立男女共同参画推進センター

誰でも参加できます。
一緒に学びませんか？

■講師

山内 幸雄 さん

山梨学院大学法学部教授



★無料託児あり・要予約
(6ヶ月～就学前のお子さま)